

令和6年度 第2回 松江市いじめ問題対策連絡協議会 次第

1 日 時 令和7年1月24日（金） 午前10時から午前11時30分

2 会 場 市役所第4別館 3階教育委員会室（オンライン配信元会場）

（1）開会

（2）報告・協議

- ① 「令和6年度松江市におけるいじめの認知状況」について
- ② 「令和5年度いじめに関する報告書追跡調査の状況」について
- ③ 「令和6年度いじめ問題への学校の取組振り返りの状況」について
- ④ 「令和6年度松江市いじめ相談電話ホッとラインの相談状況」について
- ⑤ 「いじめ防止啓発月間 各校におけるいじめの未然防止に向けた取組」について

（3）その他

（4）閉会

【配布資料】

- 令和6年度 第2回 松江市いじめ問題対策連絡協議会 次第
- 松江市いじめ問題対策連絡協議会 協議委員名表
- 資料1：令和6年度2学期末 松江市におけるいじめの認知状況について
- 資料2：令和5年度分 いじめに関する報告書 状況調査報告
- 資料3：令和6年度 いじめ問題への学校の取組振り返りシートについて
- 資料4：令和6年度 松江市いじめ相談電話ホッとライン【相談受付状況】
- 資料5：令和6年度 いじめ防止月間の取組概要

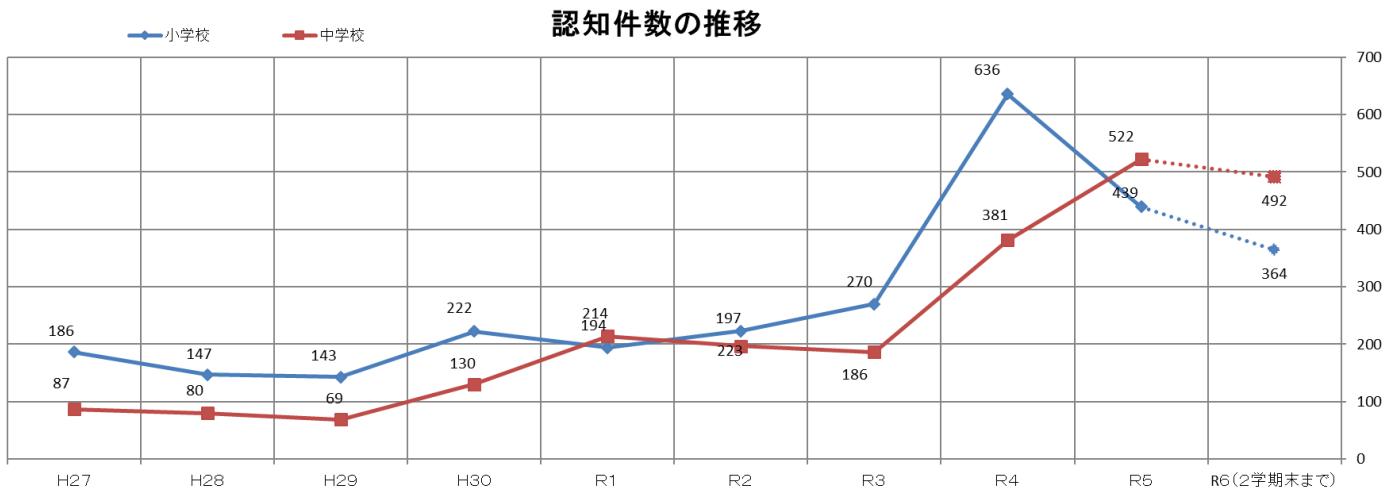
令和6年度第2回松江市いじめ問題対策連絡協議会 参加者名表

(委嘱期間) 令和6年4月 1日から
令和7年3月31日まで

分野	機関及び団体等	役職・専門資格等	氏名	備考
教育	松江市小学校長会	出雲郷小学校長	野津 勇	代理出席・オンライン 吉田卓矢校長(持田小)
	松江市中学校長会	八雲中学校長	西村 瞳	来庁
	高等学校代表	皆美が丘女子高等学校長	多々納 雄二	来庁
	幼稚園・保育所代表	出雲郷幼保園長	萬代 俊江	オンライン
	松江市PTA連合会	会長	福島 喜美子	来庁
教育委員会	発達・教育相談支援センター	調整官	宍道 光裕	来庁
福祉	島根県中央児童相談所	所長	宮阪 敏章	欠席
	松江市児童クラブ連絡協議会	副会長	加本 市郎	オンライン
	松江市公民館長会	雑賀公民館長	赤木 直行	オンライン
	松江市民生児童委員協議会連合会	主任児童委員部会長	岡田 志恵美	来庁
市民活動団体	特定非営利活動法人スペース	理事長	柳澤 優大	オンライン
法務	松江地方法務局	人権擁護課長	大西 真悟	来庁
警察・矯正・更生保護	松江警察署	生活安全課長	世良 匠司	来庁
いじめ問題対応専門家会議	島根大学人間科学部 教授	学識経験者	高橋 悟	来庁
	島根県弁護士会(長坂法律事務所)	弁護士	長坂 正	オンライン
	とみさわクリニック院長	精神科医	富澤 治	欠席
	島根大学人間科学部 教授 こころとそだちの相談センター長	臨床心理士	岩宮 恵子	欠席
	島根県社会福祉士会	社会福祉士	深貝 登志子	来庁
	元島根県警察本部 刑事部長	警察官経験者	森岡 俊則	オンライン

令和6年度2学期末 松江市におけるいじめの認知状況について

松江市におけるいじめの認知件数の推移(平成27年度～令和6年度2学期末 ※令和6年度は速報値)



【いじめの定義】

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

（「いじめ防止対策推進法」第2条より）

【いじめの認知件数増加の背景】

○H29.3 「いじめの防止等のための基本的な方針（文部科学省）」の改定

けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否か判断するものとする。

○H30.3 「いじめ防止対策の推進に関する調査結果に基づく勧告を踏まえた対応について（通知）」 (文部科学省)

いじめを正確に認知することは、いじめへの対応の第一歩であり、いじめ防止対策推進法（以下「法」という。）が機能する大前提である。また、いじめの認知と対応が適切に行われなかつたために重大な結果を招いた事案がいまだに発生していることを真摯に受け止める必要がある。

（中略）

しかしながら、今般の総務省調査の結果においては、教育委員会及び学校において、いじめの正確な認知に向けた取組が不十分な実態がみられたことや、法のいじめの定義を限定的に解釈していると考えられたり、いじめの認知漏れと考えられたりする実態がみられたとの指摘がされている。これを踏まえ、教育委員会や学校等においては、（中略）いじめの正確な認知を行うこと。

「1. いじめの正確な認知の推進」より抜粋

「いじめの積極的かつ正確な認知」と「重大な事態を防ぐ迅速で適切な対応」

令和5年度分 いじめに関する報告書 状況調査報告

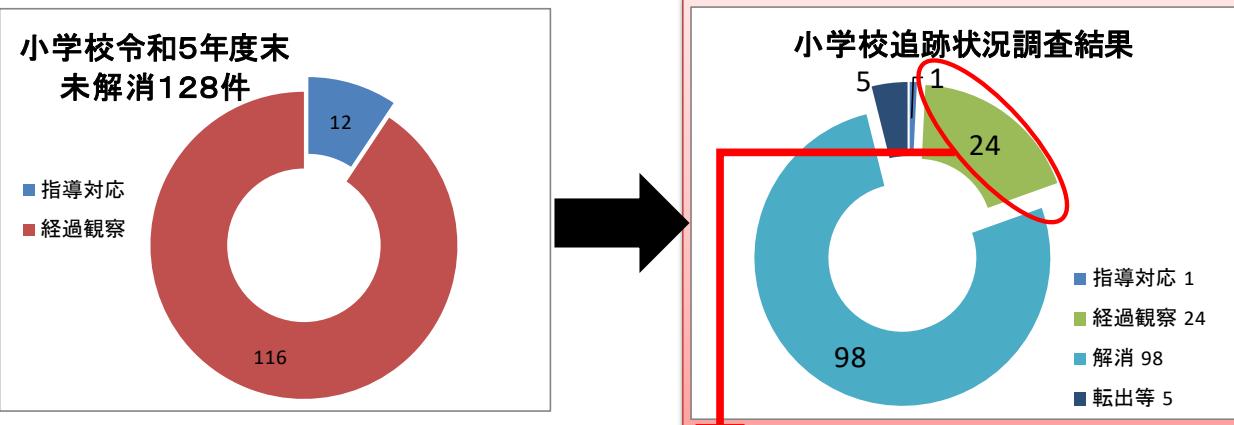
生徒指導推進室

本調査は、令和5年度に「いじめに関する報告書」を提出した学校のうち、年度末の状況調査においても「指導対応中」、「経過観察中」と報告した事案について、新年度（令和6年1学期末）にどのような状況であるのかを追跡調査したものである。
なお、令和5年度の6年生は、進学先で状況を確認・報告している。

1 小学校のまとめ

- 令和5年度末の未解消件数は128件。うち12件が指導対応中で、116件が経過観察中であった。
- 本調査により解消の報告があったのは、指導対応中12件のうち11件、経過観察中116件のうち92件である。
- 今後も継続して指導対応や経過観察を行うケースは25件である。

令和5年度末の状況	指導対応中				経過観察中			
	12件		116件		指導対応		経過観察	
令和6年度の追跡状況	1件	0件	10件	1件	0件	24件	88件	4件



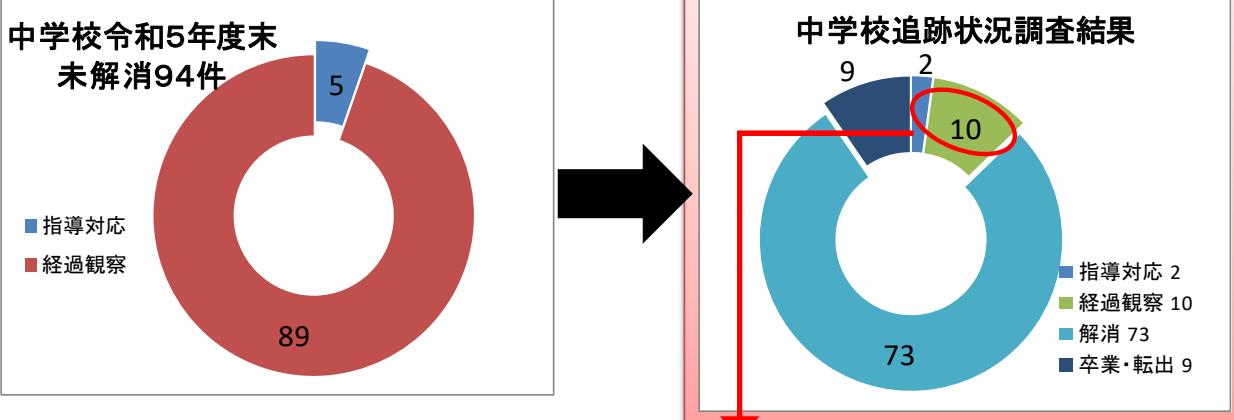
◆現在も解消と判断していない事案

【指導対応中(1件)の主な理由】	【経過観察中(24件)の主な理由】
<ul style="list-style-type: none"> ・いじめが原因となる欠席が現在も続いているため、対応中であるため。 	<ul style="list-style-type: none"> ・加害児童との関係について今後も見守る必要があるため。 ・保護者が加害児童との関わりを気にしているため。 ・いじめの雰囲気が完全に解消したとは言えないため。

2 中学校のまとめ

- 令和5年度末の未解消件数は94件。うち5件が指導対応中で、89件が経過観察中であった。
- 本調査により解消の報告があったのは、指導対応中5件のうち3件、経過観察中89件のうち79件である。
- 今後も継続して指導対応や経過観察を行うケースは12件である。

令和5年度末の状況	指導対応中				経過観察中			
	5件		89件		指導対応		経過観察	
令和6年度の追跡状況	2件	0件	3件	0件	0件	10件	70件	9件



◆現在も解消と判断していない事案

【指導対応中(2件)の主な理由】	【経過観察中(10件)の主な理由】
<ul style="list-style-type: none"> ・被害、加害の双方への対応を継続する必要があるため。 ・校内で同様の事案が発生し、見守りを継続しているため。 	<ul style="list-style-type: none"> ・トラブルの再発防止のために見守りが必要なため。 ・保護者の心配が收まらず、継続した見守りの要望があるため。 ・まだトラブルが見られるため。

3 高等学校のまとめ

- 令和5年度末の未解消件数(経過観察中)は3件であったが、2件が解消された。残りの1件については、校内の見守り体制を強化し、対応を続けている。

資料 3 - 1

生 指 第 1 3 2 号
令和 6 年 1 1 月 1 9 日

松江市立皆美が丘女子高等学校長 様
松江市立各小・中・義務教育学校長 様

松江市教育委員会教育長
(生徒指導推進室)

「いじめ問題への学校の取組振り返りシート」の活用等について（依頼）

のことについて、下記によりご対応をお願いします。

記

1 目的

各校におけるいじめの防止等のための取組について、全教職員が主体的に振り返り、取組の検証・改善を図る。

2 振り返りシート活用の手順

別紙【説明資料】をご確認ください。

3 様式の提出について

- ・提出期日 令和 6 年 1 2 月 2 5 日（水）締切厳守
- ・提出物 電子データ（校務 GW メール添付による）
※提出用様式に記入をお願いします。
- ・提出先 生徒指導推進室（担当：小川）

4 添付資料

- ・【様式 1・2】いじめ問題への学校の取組振り返りシート
※エクセルシート内のタグで様式 1（提出用）と様式 2（教職員用）を選択できます。
- ・【説明資料】いじめ問題への学校の取組振り返りシートの活用について

5 その他

- ・集計の関係上、義務教育学校については前期・後期課程別に、大野原分校については小・中学校別に集計のうえ提出をお願いします。
- ・不明な点は、担当までご連絡ください。

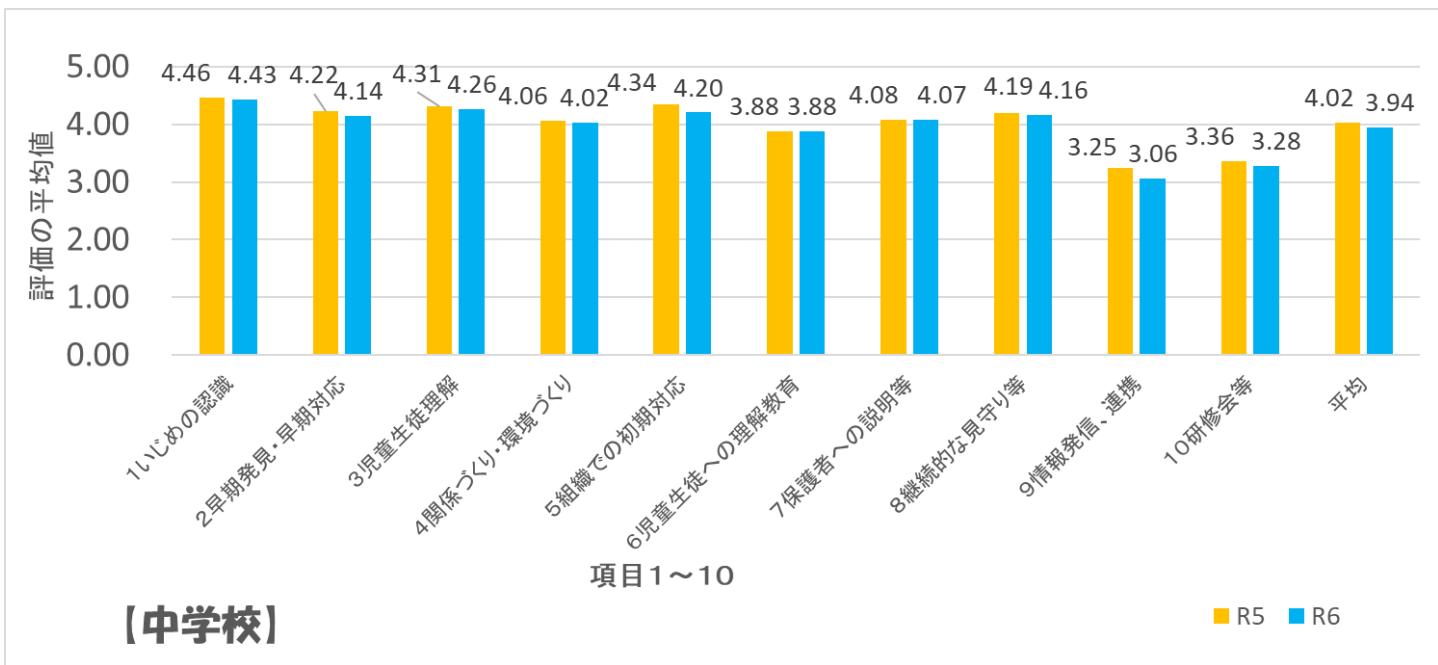
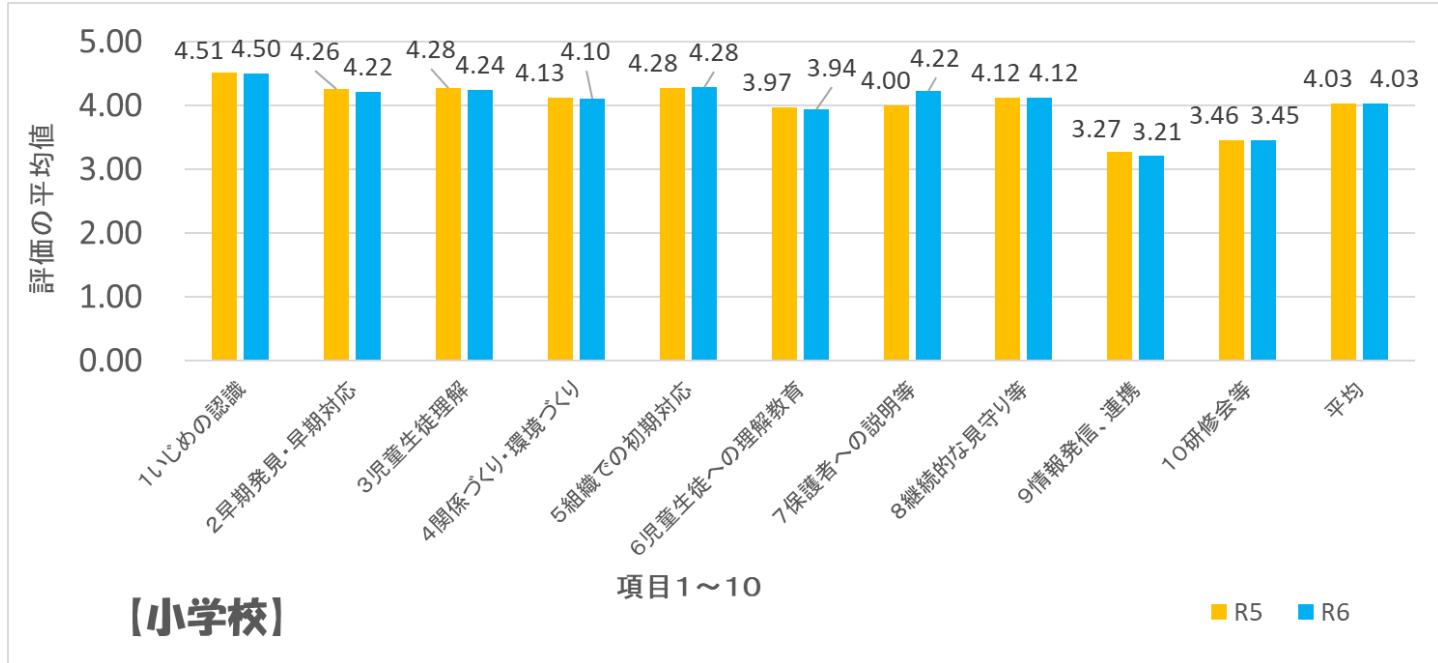
松江市教育委員会生徒指導推進室
担当：小川 久美子
電話：55-5652

「いじめ問題への学校の取組振り返リシート」(提出用)

「いじめ問題への学校の取組振り返リシート」(教職員用)

1 これまでの取組を振り返り、当てはまる数字を黒く塗りつぶしてください。		名前	
項目	取組振り返りのポイント	よくできた	できた
いじめの認識 早期発見・早期対応 ※今年度の監督生数が0の場合は未記入	学校はじめ防ぼ止基本方針に沿って、いじめの理解対応に「いじめは絶対に許されない」という共通認識をもつて取り組むことができたか。	(5) (4) (3) (2)	あまりできなかつた
	アカートQ-10や、いじめや学校生活にかかわるアーケード等を行い、いじめの早期発見・早期対応に努めることができたか。	(5) (4) (3) (2)	(1)
	児童生徒からの相談や悩みなどの訴えがあつたときは、その内面の理解に努め、児童生徒の立場に立つて応ずることができたか。	(5) (4) (3) (2)	(1)
	日頃から児童生徒や保護者の悩みや要望を積極的に受け止めよう、相談しやすい関係や環境づくりに心がけることができたか。	(5) (4) (3) (2)	(1)
	いじめを認知したときの初期対応は、校内のいじめ防止対策委員会を中心とした教頭、主任等への報告・連絡・相談を迅速に行い、組織的に行なうことができたか。	(5) (4) (3) (2)	(1)
	いじめの四層構造を理解し、加害・被害以外の児童生徒たちにも自分たちの問題として捉えさせたり、考えさせたりすることができたか。	(5) (4) (3) (2)	(1)
	いじめにかかわる指導において、関係保護者への説明や連携は、きめ細かく丁寧に行なうことができたか。	(5) (4) (3) (2)	(1)
	いじめの解消を確認した後も、継続的に関係児童生徒の見守りや、校内での情報共有を行うことができたか。	(5) (4) (3) (2)	(1)
	いじめ問題について、学校便りや学級便り、PTA保護者会等を活用して、保護者や地域社会に積極的に情報を発信し、連携した取組を行うことができたか。	(5) (4) (3) (2)	(1)
	いじめ問題に対する課題意識を常に持ち、各種研修会（校内・校外）に積極的に参加し、日々の対応に活かすことができたか。	(5) (4) (3) (2)	(1)
連携 研修			

学校の取組振り返りシート 評価項目別平均値



- ※ 資料3－3の項目1～10について、各学校の評価値の平均をグラフにしたものである。
- ※ 項目1、項目3、項目5の評価が高く、児童生徒に寄り添った、迅速で組織的な対応ができると校内で取組を評価している傾向にある。
- ※ 昨年度に引き続いて、項目9、項目10の評価が低く、いじめ問題に関する情報発信や地域との連携、研修会への参加や校内研修の充実を学校は今後の課題と捉えている。学校独自の改善に向けた取組を支援するとともに、研修会の開催時期や形態等の検討や学校運営協議会の活用の促進など、課題の改善に向けた取組を進めていきたい。

〔小学校〕今年度、特に良かった取組(具体的な取組例)

迅速な事実確認・情報共有、組織的な対応について 【24校】

- ・いじめ等の問題や保護者の訴え等について、管理職・生徒指導部と連携し、迅速に組織的に対応することができた。(11校)
- ・職員会議等の時間を確保したり共有の方法を工夫して、生徒指導上の問題に関する情報共有を職員間で迅速に行うことができた。(3校)
- ・初期対応をすぐに教員間で共有したこと。保護者連絡を当日に行うことができたこと。
- ・いじめを認知した際の初期対応を素早く行い、情報共有をしながら、各教職員がいじめ解消に向けて協力して取り組むことができた。
- ・いじめを認知したときに、学年で出来事の共有や学年集会を行ったり、組織的に対応することができた。週に1回の職員終礼が情報交換の場になっていてよい。
- ・組織での対応がよくできた。管理職が親身になって話を聞いてくれるので、報告・連絡・相談がしやすい雰囲気が職員間にあった。いじめだけでなく生徒指導上の事案があった時には、「概要」「指導の経緯」「今後の対応」について教員間で共通理解をはかった。
- ・いじめ問題に限らず、児童同士のトラブル等あった時は即座にケース会を開いて対応できた。また、初期だけでなく同案件の経過中も複数回ケース会を開き、組織での対応を振り返ったり、修正案を出し合ったりできた。
- ・保護者や児童からの訴えにきちんと耳を傾け、組織的に対応することができた。
- ・校内委員会をすぐに開き、被害児童が安心して学校生活が送れるようにするための対策を話し合い、きめ細かく丁寧に指導を行った。
- ・保護者からの訴えがあった際、管理職や生徒指導主任と連携をとりながらチームで対応した。事後も継続して、児童観察を行うことができている。
- ・管理職への報告、ブロック内や全体での情報共有など、初期対応においてタテヨコの連携ができたことで、経過観察や保護者連絡など細かく丁寧な対応につなげることができた。
- ・学年部、校長、教頭、生徒指導主任で報告をしっかりとしながら対応できた。

アンケートQUや生活アンケート・教育相談等によるいじめの早期発見・早期対応について 【21校】

- ・校内アンケートや教育相談、アンケートQUの共通理解の校内研修、日頃の見取り等から得られた情報を全職員で共有し、早期発見に努めることができた。(7校)
- ・アンケートQUや教育相談アンケートを行い、その結果をもとに児童一人一人と教育相談を行うことで、児童理解を深めることができた。(2校)
- ・アンケートQUや教育相談の機会等で得た情報などを積極的に活用して、各学年の状況を把握し、児童への声がけや見守りを行うことができた。(3校)
- ・アンケートQUの結果について教職員で研修を行い、今後の指導・支援について話し合った。また、生徒指導職員会等で定期的に情報共有を行った。(4校)
- ・アンケートQUの講習会を受けることで、分析の仕方を詳しく知ることができた。気になる児童を把握し、学級経営を進めるうえで、予防的生徒指導の取り組みを実施することにつながった。
- ・校内のアンケートはGoogleフォームで作成し、児童の実態把握が迅速にでき、担任と生徒指導主任との情報共有がしやすくなった。アンケートQUや心のアンケートをもとに定期的に話をすることで、早めの対応を行うことができた。
- ・いじめや人権に関するアンケートやアンケートQUを行い、気になる児童を中心に、相談する場を設けることができた。また、保護者面談の時に、児童の心理面を共有する参考になった。
- ・アンケートQU、教育相談を行い、気になる児童には継続的に声をかけた。
- ・いじめの早期発見・対応をするために、アンケートや教育相談をすることができた。迅速に聞き取りを行ったり、対応したりすることができた。一人一人の話をじっくり聞くことができた。
- ・生活アンケート、教育相談、SCとの全員面談を行った。

日常の観察、教育相談等による児童の不安や悩みの解消について 【16校】

- ・丁寧な聞き取りを心がけ、相談しやすい環境作りや被害者の立場に立った正確な実態把握、指導を行うことができた。(4校)
- ・児童や保護者のからの訴えに対して、学年部で取り組むことができた。何かあったときだけでなく、日頃からアンテナを高く、広くはるよう意識できた。

- ・いじめや子どもからの訴えがあった時には、子どもや保護者の気持ちに寄り添い対応した。
- ・日頃から子どもたちの顔の表情なども気にしながら、声をかけて話を聞こうとしている。当該児童には、指導後もこまめに声をかけて、その後の友人関係などを確認するなど継続的に様子を見たり聞いたりして把握するようにした。
- ・子どもからの訴えに対して、すぐに教師が解決の方法を伝えるのではなく、その子どもの立場に立って共感的に話を聞くことで、その後の対応を子どもの納得する方法で解決することができた。
- ・学級での出来事であっても、学年部として指導することができた。
- ・教育相談をはじめ、子どもたちからの訴えを受け止め、解決に向けて何度も話し合い対応することができた。児童観察から状況を察して指導を行うことや、いじめた側・いじめられた側のいずれも理解し納得できる対応を心がけた。
- ・普段から、子どもたちと接する時間を意識的にもち、子どもたちの変化や困り感に気づけるようにした。また、お互いの気持ちを伝え合えるように、間に入ったり、レクリエーションをしたりした。
- ・登校時から下校時までの細やかな児童観察（教室、昇降口）。
- ・児童から相談や悩みなどの訴えがあったとき、複数の教員で情報を共有し、今後の対応を考えたり、対応後の振り返りを行った。
- ・寮の先生と情報交換を密に行い、共通理解のもと対応にあたることができた。
- ・ＱＵを活用し学校生活の不安や困難さの把握ができた。

児童生徒や保護者が相談しやすい関係や環境づくりについて 【14校】

- ・教育相談週間に、児童が話したい教職員と、話す機会をもつたことは、児童が安心して話す場を提供するという意味でもよかったです。また、教職員が全校児童についてよりよく知る機会ともなった。
- ・児童の様子を見守りながら、話をする時間を取りました。
- ・保護者からの相談や訴えがあった時も、管理職・学年部・生徒指導主任等が連携して対応した。担任が一人で抱え込まないように心掛けた。児童との教育相談の場を設定したり、気になる児童には日頃から声をかけるようにした。
- ・校内のアンケートや教育相談の実施、日々の会話等、児童と教職員が話しやすい関係づくりを行うことができた。
- ・子ども、保護者と間にある相談しやすい関係づくり。
- ・普段から児童とのコミュニケーションを積極的に図り、相談しやすい関係ができるようにした。
- ・教育相談、いじめに関する情報提供などが気軽にできるようアンケートフォームを作成した。
- ・ＳＣと多くの学級・児童とが関わる機会を作ることができた。（教育プログラム・全員面接など）
- ・一人一人の教職員が、子どもや保護者からの訴えを聞く姿勢を常にもっていた。それに加えて児童の些細な変化などにアンテナを高く張って情報収集に努めた。
- ・連絡帳、電話等で連絡を密にし、早期対応できた。

「いじめは絶対に許されない」という共通認識をもった取組について【10校】

- ・職員会議等でいじめ問題についての子どもの様子を話し合ったり、研修を行ったりして、共通認識をもって取り組んだ。（2校）
- ・学校いじめ防止基本方針について共通理解を図り、いじめに対して教職員が同じ認識をもって対応にあたることができた。（2校）
- ・「いじめはだめ、絶対に許さない」という認識や姿勢をもって日々取り組むことができた。学年部で、放課後必ず1日の出来事を話すようにし、情報を共有することができた。（2校）
- ・情報収集や共有の場としての教育相談、こどもを語る会、校内研修、ケース会の充実。
- ・児童の様子で気になる様子が見られたときに、すぐに情報交換し、対応した。（2校）
- ・アンケートＱＵ、学校生活アンケートの実施、計画的な教育相談週間の設定。
- ・「学校いじめ防止基本方針」、こころのスローガン、具体目標の設定と生活目標等の年間を通しての取組をした。

その他の意見等

- ・関係する学年部内だけでなく、職員会等で全体へ情報が提供され、共有することができた。
- ・いじめに関する研修で、いじめが起こったときの対応などをグループで話し合って共有したりするなど充実した研修ができた。
- ・生徒指導職員会議の場などを使い、全職員でケース会議（ブリーフミーティング）をもつ機会を増やしたことで、よりよい手立てを考えたり共有したりすることができた。

- ・保護者連絡なども密に行ってだったので、大きな問題に発展することもなく、解決の方向へ進みよかつた。
- ・保護者との連絡・相談を綿密に行い、学級だよりを通して学級内の取り組みや様子を定期的に伝えた。
- ・全校集会「ほっとハート集会」の開催。各学級で人権について話し合い、発表を行った。（人権意識の向上）
- ・学級の保護者向けに学級だよりで情報発信をすることができたクラスがあった。

〔小学校〕次年度に向けての課題・改善点(具体的な改善案)

校内研修会の充実、校外研修会への積極的な参加について【30校】

- ・研修会への積極的な参加と校内研修の実施（17校）
- ・いじめ問題に関する研修会で学んだことを、生徒指導職員会等で共有し、生徒指導に活かす。（5校）
- ・未然防止のための学級集団作り等について、研修に参加したり、生徒指導提要を活用した校内での研修を実施したりし、教職員の意識や力量を高めたい。
- ・2学期には「いじめに関するミニ研修」を行ったが、長期休業中などに時間をかけてじっくり研修ができるとよい。
- ・日々、教職員で共有する機会がもちにくいで、意図的に設定する。
- ・出前講座等の研修の充実を図り、教職員の意識を向上させる。
- ・いじめの事例を通して、具体的な対応や検証について研修し、校内での取組に活かしていきたい。また、いじめが解決した事例についても学び、今後の児童の接し方につなげていきたい。
- ・今年度は、いじめに関する校内研修を夏季休業中に行ったが、年に数回実施できるとよい。
- ・いじめ問題についてあまく見ることなく、課題意識をもって研修を行っていきたい。
- ・PTAの研修会で人権についての講演会を行ったが、参加者が限られていた。多くの人に参加してもらうための工夫を考えていきたい。

学校便りや学級便り・HP等を活用した情報発信、保護者や地域との連携について【23校】

- ・保護者とより連携していくために、いじめ問題に限らず、さらに積極的に学校や学級の様子・情報を発信していく必要がある。（2校）
- ・ホームページや便り、懇談会などを通じて、いじめ問題に関わる情報や取組を積極的に発信していく。（12校）
- ・生徒指導だよりの内容に、いじめ問題についての学校の考え方や、解決の方法等も盛り込む。学級・学年だよりや学級懇談等で、学級、学年の様子を伝える内容を増やし、集団の状況を伝える。
- ・生活や学習の様子について学級だより等を活用して発信したり、人権についての学習を公開したりするなど、保護者に積極的に啓発していきたい。
- ・いじめ防止基本方針をホームページに掲載をしたが、いじめの未然防止などに関わる啓発を積極的に行っていなかった。今後は、学校だよりに生徒指導コーナーを定期的に設けるなど工夫したい。
- ・保護者や地域への情報発信が十分でなかつたので、今後工夫して進めたい。（3校）
- ・学級だより等で保護者に向けて情報発信をしたり、研修会を実施したりするなど、保護者を巻き込んだ人権意識の向上を図る。
- ・いじめが日常的に課題としてとらえることができるよう、学年部での取組が必要。
- ・それぞれの学年での諸問題についての全体での情報共有。

児童生徒や保護者が相談しやすい関係や環境づくりについて【6校】

- ・S Cの活用方法の見直しと相談しやすい環境づくり。
- ・日々行事等の活動に追われ、ゆとりのある気持ちで子どもたちの話を聞いてやることができていない。行事の精選や時程の見直しをしたい。
- ・なるべく教室にいるようにし、子どもたちが相談しやすい環境づくりを行う。
保護者の悩みや要望を積極的に受け止める体制づくり。
- ・学級だより等で、具体的ないじめ問題やいじめに関わらず日ごろのちょっとした出来事などを積極的に情報発信をしていく。
- ・夏休みの教職員研修で全職員で研修する。いじめ問題に関する研修会へ参加を心がける。（時間や人員的に余裕がないのが現状）
- ・いじめが起きにくい学校・学級風土作りにつながる取組を行い、いじめを未然に防ぐ。

「いじめは絶対に許されない」という共通認識をもった取組について【4校】

- ・いじめの四層構造について等、教職員全体で「いじめ」についての職員研修を実施したい。
- ・いじめが起きたときには学級や学年での全体指導を適宜行い、当事者のみでなく、みんなで問題について考えられるようにしたい。
- ・困難を抱えている児童の多さが気になっており、対応が必要。

- ・いじめの四層構造について、具体的な取り組みを研修を学び、児童とともにいじめが起こらない風土づくりをしていく。ケース会等で学級の雰囲気について話し合い、様々な視点から人間関係を見ていくようする。

迅速な事実確認・情報共有、組織的な対応について【5校】

- ・「児童間のトラブル」として終えていいのか、認知の共有を図り、組織で対応していく。
- ・新たな教職員集団になっても、相談しやすい環境づくりの継続や組織の連携維持をしていく。
- ・教職員のコミュニケーションをもっと図り、雑談の中からでも情報が入るようにしたり、気軽に児童のことで相談できるような機会をつくったりする。
- ・組織的に対応することはできたが、対応や情報の共有が遅くなってしまうことがあった。
いじめ事案が発生した場合に速やかに対応できるよう、報告・連絡・相談の重要性や情報共有の仕方などを再確認する。
- ・経過観察において、特に休み時間の様子を観察するときに他の業務との兼ね合いが難しいことがあった。
組織的に声を掛け合っての対応が必要である。

その他の意見等

- ・被害意識の高い児童や他者の気持ちを推し量りにくい児童に対してどのように伝えたら自分の問題としてとらえることができるのかを考え、気持ちを視覚化するなど工夫して分かりやすく伝えていく。
- ・児童の悩みや相談に対応してじっくりと話し合う時間が持ちにくかった。あのね週間も一人一人の時間を十分に保障できなかつたので、どこかでしっかり話せる時間がとれるとよい。
- ・毎年度、教職員の一人以上はいじめ問題に関する研修会に出かけている。それの伝達を校内研修として位置づけ、しっかり時間を取る。
- ・多忙や校内体制が組みにくくこともあり、研修に出かける機会が減っている。積極的に出かけられるようしたい。
- ・校内での細やかな共有はできたが、対策やその後の経過も共有すべきだった。
- ・個別での教育相談は2学期のみの実施であったため、毎学期実施するようにしたい。
- ・児童の気持ちを汲みすぎることがあるためもっと中立的な考え方を持って対応が必要だと感じた。
- ・情報共有がしっかりできている一方で、不登校が増えている現状の分析ができていない。長期休業等を使って、職員全体で、その傾向と分析、今後の方針等を話し合っていくとよい。

[中学校] 今年度、特に良かった取組(具体的な取組例)

迅速な事実確認・情報共有、組織的な対応について【17校】

- ・学級担任、発見者→学年生徒指導・学年主任→生徒指導主事、管理職への連絡等迅速に行われており、対応がスムーズにできている。(10校)
- ・情報共有ファイルや生徒指導の窓を活用して、担任や学年部だけでなく多くの教員で情報を共有し、組織的に対応することができた。
- ・管理職、教員間で密に連携を取ることができた。相談しやすい雰囲気があり、一人で抱え込まずに組織的に丁寧な対応を行った。(2校)
- ・情報共有を密に行い、指導に役立てた。Googleクラスマウスの活用で情報共有がしやすくなった。
- ・ワンペーパーを活用し、学年部内及び管理職に素早く情報共有することができ、組織的に対応することができた。
- ・いじめ事案の対応時にホワイトボードミーティングを行い、やるべきことを整理しながら、迅速かつ丁寧な対応を短時間でとることができた。
- ・日ごろから児童生徒や保護者の悩みや要望を積極的に受け止めるよう、相談しやすい関係や環境づくりに心がけることができた。

日常の観察、教育相談等による児童の不安や悩みの解消について【11校】

- ・教育相談や日々の会話で人間関係に関する生徒の悩みや不安をキャッチすることができていた。(2校)
- ・生徒が話しやすい雰囲気づくりに努め、傾聴を意識して対応した。
- ・訴えがあった際の生徒の表情や行動、言動を気にかけ、理由の背景を聞くことを心がけて関わった。
- ・訴えに対してすぐに双方に対応し、当人同士はもちろん保護者への対応も迅速であった。
- ・生活ノートの活用や教育相談を通して、生徒の心情理解に努め、生徒に寄り添った対応をすすめることができた。(3校)
- ・学校に行きにくく、友達関係に悩んでいる生徒に対して細やかな情報も共有して真摯に対応することができた。
- ・毎日の引継ぎで、生徒一人一人の生活の様子を伝える場があり、情報の共有が図れた。(2校)

アンケートQUや生活アンケート・教育相談等によるいじめの早期発見・早期対応について【10校】

- ・生活振り返りアンケート(毎月実施)を行い、生徒の実態把握やいじめの早期発見・早期対応につながった。アンケートQUの結果分析をもとに学級の実態把握を行い、日常の生徒指導にいかすことができた。(7校)
- ・教育相談や個人面談の順番を設定しやすくなり、学級経営がやりやすくなった。
- ・QUやいじめアンケートで早期発見、即日対応の習慣が根づいている。いじめに限らずアンケートQUや生活ノートへの書き込み、生徒自身の様子を観察して早めに声掛けに取り組んだ。
- ・アンケートQUや学校生活振り返りアンケートを実施する際は、チェックするポイントを教職員で共通理解し、素早く適切な初期対応ができるよう配慮している。

児童生徒や保護者が相談しやすい関係や環境づくりについて【4校】

- ・教育相談の時間以外にも定期的に個別面談の時間をとったことで、相談しやすい環境がつくれたのではないかと感じている。生徒の悩みを個別に聞き、保護者とも共有するようにした。
- ・相談しやすい環境づくりに努めた。特におとなしい女子も気軽に話ができるよう休み時間や朝終礼の前後に個別に声をかけた。相談したいというサインを見逃さないように努めた。
- ・なるべく教室にいるように心がけ、生徒と話しやすい状況を作り、積極的に声をかけるように意識した。
- ・保護者との連携を細やかにできた。

その他の意見等

- ・年度初めに、「特別活動、道徳」の授業を通していじめに対して深く考える機会を設定した。
- ・各学年で起きた事象についても生徒指導主事に情報を集約し、学校全体がチームとして対応できたこと。地域の方との連携。
- ・学校いじめ防止基本方針を刷新し、対応の流れを明確にしたこと。
- ・生徒指導委員会での情報共有や、いじめ対策委員会が適切に行われていたこと。被害生徒へのフォローが、継続的に行われていたこと。具体的には、SCの相談利用を促し、継続されいてること。
- ・いじめを認知した後に学校全体で迅速に対応したこと。
- ・関係保護者と担任を中心にきめ細かく連携することができた。すぐに連絡が取れない家庭にも、組織的に対応することができた。

〔高等学校〕 今年度、特に良かった取組(具体的な取組例)

- ・担当クラスの中で教室に入りにくい生徒への配慮や保健室等との連携ができた。生徒に寄り添った対応が十分にできた。
- ・いじめ事案が発生した際、マニュアルに従いつつ、臨機応変に対応できた。学校組織として対応できていた。
- ・いじめアンケートの結果に基づき、アンケート後の動きが迅速にとれた。

〔中学校〕次年度に向けての課題・改善点(具体的な改善案)

学校便りや学級便り・HP等を活用した情報発信、保護者や地域との連携について【12校】

- ・学級通信等を活用して、いじめや人権に関する情報発信をし、保護者と連携した取組を行いたい。(7校)
- ・いじめ対策委員会のPTA役員の方との定期的な情報共有等、可能なことを探っていくとよい。
- ・学校運営協議会等を活用し、地域との連携・協力体制を構築していく。
- ・地域との会などでいじめの認知状況については積極的に発信しているが、今後もより多くの方に学校の様子を知ってもらえるよう発信できる機会をもちたい。
- ・人権集会等での生徒の感想をシェアして、さらに家庭や地域でも話題になるように工夫する。
- ・なかなか地域との連携は難しいが、寮との連携は引き続き密に行っていきたい。

校内研修会の充実、校外研修会への積極的な参加について【11校】

- ・いじめ対応や生徒指導に関わる研修があれば積極的に参加したい。より誰でも何でも話せるような環境づくりに努めたい。日々の生徒指導日報がそのまま日々研修である自覚をもちたい。
- ・いじめ問題に対する校内外の研修会に積極的に参加し、学びの機会を増やしたい。(4校)
- ・いじめに関する校内研修会を検討し、実施したい。(3校)
- ・校内でのいじめに関する研修を長期休暇期間等を活用して行うことで、学校としてのいじめへの対応方法について全体共有していきたい。
- ・生徒のいじめに対する意識を高めるための授業（特別活動）や生徒会企画があるとよい。
- ・ネット上のいじめについて、保護者も含めた研修が必要。

迅速な事実確認・情報共有、組織的な対応について【5校】

- ・指導内容を端的にわかりやすくし、伝わりやすいように指導を工夫する。
- ・SNS上でのトラブルの初期対応の共通理解。
- ・組織的対応はできているが、さらにきめ細かな情報共有をしていく。
- ・小さな情報でもまずは共有できると良い。
- ・様々な情報が学年主任に集まってこなかつたり、あるいは逆に主任に丸投げされることがあったりした。基本は直接的指導は学年部、情報収集、方向性の決定は全体でという流れがスムーズに行えるようにしたい。

被害者・加害者以外の児童生徒の当事者意識について【5校】

- ・朝終礼や道徳、学活の時間を活用して、いじめが起こることについて、自分の問題として捉え、考える機会をつくる。
- ・人権集会や道徳の授業を通して、生徒が主体的にいじめ問題に対する課題意識を高められる指導について考え、工夫する。
- ・人権週間などに合わせて、いじめに関する取り組みに全校で取組。
- ・すべての生徒が安心して過ごせる環境づくりのため、日々の関わりから人権意識を高めていく必要がある。
- ・いじめを予防する授業に計画的に取り組む。

その他の意見等

- ・保護者や児童に対して、寄り添う言葉やニュアンスを気を付けて行うこと。
- ・アンケートQUの活用を積極的に行い、いじめの早期発見につなげるとともに、人間関係づくりプログラムを全校で定期的に実施する。
- ・人権課題への取組の深化。
- ・未然防止、早期発見、早期対応を心がけるとともに、保護者とも連携が取れるようにコミュニケーションを更に重視していきたい。
- ・担任も含め保護者との連携のため面談等必要な場面でできる限り協力する。生徒の顔を見て丁寧に話を聞けない時が多く、別の時間に機会を設けるなどそのままにしないようにしたい。
- ・訴えがあったものに対する受け止めや対応はよいが、生徒の訴え自体が少なく、教員や大人に伝えたい（知ってほしい）と生徒が思える体制づくりをもっと広げる必要がある。
- ・日頃から教職員が生徒と信頼関係をつくるよう意識し、生徒が困ったときに安心して相談できる環境づくりに努めたい。
- ・当事者や保護者の思いをしっかり聞き、その辛さを十分に把握できない場面があった。前期課程までの生徒同士の関わりなどを確認できていないところがあるので、今後も前期・後期課程の教員間の連携を大切にしていく。

〔高等学校〕次年度に向けての課題・改善点(具体的な改善案)

- ・何が起きているのか、教員への周知に時間がかかる部分がある。早い段階から周知する必要があるので
は。臨時職員会議をどんどん開いてもよいと思う。（多数意見）
- ・専門家を招いての研修。
- ・生徒は被害者意識はもちやすいが、誰でも加害者にもなりうるという意識が伝えられていない。
- ・教員（学校）側の思いが生徒に伝わらないと感じることが多くある。生徒の意欲改善に向けた取組が必
要。生徒を指導する教員側の意識統一をはかる必要。いじめの傍観者の立場にいる生徒への指導。

令和6年度松江市いじめ相談電話ホツとライン【相談受付状況】

生徒指導推進室

□令和6年度4月～12月の電話相談受付状況をまとめたものである。※（）内は昨年度の件数

①電話相談件数

月	4月	5月	6月	7月	8月
件数	0(0)	1(0)	1(0)	0(1)	0(0)
月	9月	10月	11月	12月	合計
件数	0(1)	0(0)	0(3)	0(1)	2(6)

※7月以降の相談はなし。

<参考：（）内は令和5年度の件数>

1月	2月	3月
—(0)	—(1)	—(1)

②相談内容

項目	いじめ	不登校	友達関係	学校関係	虐待	家庭問題	その他
件数	2(6)	0(0)	0(0)	0(1)	0(0)	0(0)	0(2)

・相談内容は、いじめに関するもののみであった。

③相談対象者（校種等別）

種別	小学生	中学生	高校生	保護者	一般	年齢不詳
人数	0(2)	0(1)	0(1)	2(4)	0(2)	0(0)

・2件とも子どものいじめについて保護者が直接電話相談した。

④相談対象（男女別）

種別	小学生	中学生	高校生	保護者	一般	年齢不詳
男性	0(1)	0(0)	0(0)	2(1)	0(2)	0(0)
女性	0(1)	0(0)	0(0)	0(3)	0(0)	0(0)

・保護者はいずれも父親であった。

⑤相談開始時間

種別	9:00～ 12:00	12:00～ 16:00	16:00～ 17:00	17:00～ 18:00	18:00～ 19:00	19:00～ 20:00
件数	2(2)	0(4)	0(2)	0(0)	0(0)	0(0)

・相談は午前に集中している。20時までの延長期間の相談はなかった。

⑥相談対応時間

種別	1分未満	1分～ 10分	10分～ 30分	30分～ 60分	60分～ 90分	90分～ 120分
件数	0(0)	0(2)	2(3)	0(0)	0(3)	0(0)

・20分以内の相談時間がが多い。緊急対応の必要なものはなかった。

いじめで
困っていたら

悩みごとが
あつたら

困っている子
がいたら

まわりの人に
言えないなら



お子さんから、保護者の方から、
いじめに関するご相談をお受けします。

松江市いじめ相談電話ホットライン



(0852) 55-5048

月曜日から金曜日 AM9:00～PM5:00 (祝日・年末年始を除く)

【次の期間は、相談時間をPM8:00まで延長します。】

- ① 8月26日（月）から8月30日（金）の平日
- ② 1月 6日（月）から1月10日（金）の平日

相談内容の秘密は守ります！



中学生・高校生には、LINE相談もあるにゃ！



相談期間：令和6年4月8日～令和7年3月31日

受付時間：午後5時～午後9時

生指第109号
令和6年10月3日

松江市立皆美が丘女子高等学校長様
松江市立小・中・義務教育学校長様

松江市教育委員会教育長
(生徒指導推進室)

いじめの未然防止に向けた取組の報告について（依頼）

松江市では、例年11月を「いじめ防止啓発月間」と位置づけ、様々な取組を実施しています。そのひとつとして、各学校で行われている取組を、松江市ホームページ等を通じて広く市民に広報し、いじめの防止等に対する理解を進める啓発活動を行います。

つきましては、各校のいじめ防止に向けた今年度の取組について、下記により報告をお願いします。

記

- 1 提出物 いじめの未然防止に向けた取組の報告書（別紙様式） 各校1部
- 2 提出期限 令和6年10月25日（金）
- 3 提出方法 校務GWメール添付による電子データ
- 4 提出先 生徒指導推進室（担当：小川）あて
- 5 その他 各校の取組について、内容の確認をさせてもらう場合がありますのでご協力お願いします。

松江市教育委員会 生徒指導推進室

担当： 小川 久美子

電話： 55-5652

いじめの未然防止に向けた取組の報告書

学校名_____

記載責任者_____

1 実施または予定している、いじめの未然防止に向けた児童生徒の活動や取組について

具 体 的 取 組 (校内)	期間・期日
<p>例) 生徒会主催人権週間の取組</p> <p>学校での友人関係のトラブルなど具体的な資料をもとに、学年を超えた生徒の縦割りのグループでの話し合いをして、意見交流や集約をする。</p>	1 1月 第3週 2時間

2 実施または実施予定のいじめの未然防止に向けた学校・保護者・地域等が連携した取組について

具体的取組 (学校・保護者・地域等の連携による)	期間・期日
<p>例) P T A主催研修会</p> <p>学校からのいじめ防止基本方針の説明後、学年別の意見交流会をする。</p>	1 1月 12日

令和6年度 各学校のいじめの未然防止に向けた主な取組概要

生徒指導推進室

NO	校園名	児童・生徒の取組	期間・期日	保護者・地域との連携	期間・期日
1	母衣小	人権集会(人権意識等を育てる児童活動)、あいさつ運動、「いいとこ見つけ」	11月28日	人権教育授業公開、あいさつ運動、登校見守り、人権教育便り、PTA研修会	11月12日
2	城北小	人権標語の作成・掲示・発表、生活アンケート、あいさつ運動	11月	地域に開く授業公開日、学校いじめ防止基本方針のHPへの掲載	9月26日
3	内中原小	校内人権旬間(ほかほか宣言、川柳づくりなど)、教育相談、相談窓口の設定	11月15日～28日	人権教育授業公開日、人権便り「笑顔」の発行	11月19日
4	中央小	おもいやり月間、人権集会(人権標語の発表、学年間の関わり)	11月	スマイルデー(あいさつ、登校の見守り)	毎月1日
5	雑賀小	生活委員会主催の全校集会(人権標語、読み聞かせ)	11月29日	人権授業公開、PTA主催研修会、学級懇談会	10月18日
6	津田小	人権月間(標語作り、集会)、教育相談、異学年交流、ペア・グループ学習	10月～11月	学校運営協議会における取組の周知、基本方針の周知	5月、11月、2月
7	古志原小	人権月間の取組(授業公開、人権標語など)ふれあい広場、ふれあい読書	9月2日～30日	人権標語の公民館展示、民生児童委員と小学校の連絡会	10月27日
8	川津小	人権集会、人権標語、「総合」「生活科」における取組、人権に関する授業公開	11月22日	保護者へ人権標語作成呼びかけ、PTA研修会	11月
9	朝酌小	人権集会の実施、ほかほか言葉、委員会主催の全校外遊び	9月18日	人権教育公開日(授業公開・学級懇談会)、人権標語作成	9月25日
10	法吉小	委員会活動や縦割り活動による関わり合い、メディアモラル学習	通年	児童・保護者の人権標語作り、民生委員連絡会、あいさつデー	2学期
11	竹矢小	異学年で絆を深める活動、教育相談、個のニーズを踏まえた組織対応	通年	人権教育参観日・講演会・学級懇談・地域諸団体との協議	11月
12	乃木小	人権月間(標語、星の放送)、あいさつ運動、生活目標の具体化、教育相談	9月	人権授業公開日、研修会(QU)、学校いじめ防止基本方針、あいさつデー	9月12日
13	忌部小	児童委員会による人権標語作成・紹介・掲示	11月	人権教育授業公開、講演会「子どものネットに関わる消費者トラブルを防ぐには」	11月14日
14	大庭小	人権集会・人権標語、月目標の重点化、教育相談、あいさつ運動	11月28日	人権教育公開日、民生児童委員連絡会、学校運営協議会	10月18日
15	生馬小	人権週間にあわせた生活目標、人権標語、心のアンケート	5月・10月	人権教育授業公開、人権標語の掲示、「生馬小人権宣言」の周知	1月21日
16	持田小	人権月間、人権集会(ありがとうのメッセージ)、生活目標「心にオアシスを」	9月～11月	人権教育授業公開日、PTA講演会	11月21日
17	古江小	人権月間、人権標語、教育相談月間、教職員へのお手紙週間	9月～11月	人権標語の掲示、基本方針の周知、人権教育便り	10月25日
18	本庄小	児童会主催人権週間の取組(人権標語作り・人権に関する本の紹介)	12月	学校運営協議会委員意見交換、保護者向け心のアンケート	11月～3月
19	大野小	人権月間の実施(人権標語の取組など)、SCプログラムの受講	11月26日	人権教育授業公開(民生児童委員の参観)、個人面談	9月26日
20	秋鹿小	「心のポスト」設置、人権標語、本の紹介、アカート「そっとおしえて」	11月	授業公開、メディアに関わるPTA研修	11月20日
21	恵雲小	人権集会(人権標語・啓発)、人権をテーマにした授業	11月18日	人権授業公開・教育講演会、保護者に向けた人権標語の募集	11月21日
22	佐太小	人権週間(人権標語、自分ができることカード)、全校遊び、アンケート	12月	人権教育授業研究会、人権標語作り、保護者へのいじめアカート	9月26日
23	鹿島東小	児童会による「なかよし集会」、児童会によるあいさつ運動	11月1日	民生児童委員との子どもを語る会、学園での人権標語作り	2月
24	島根小	子どもと話そう月間、きらきらアカート、子どもを分かり合おう会	7月・11月・2月	学校運営協議会、学校いじめ防止基本方針の掲載	5月、11月、3月
25	美保関小	人権月間(みほっこなかよし宣言、人権集会など)	11月	小中合同人権教育講演会、人権集会、人権標語作り	11月26日
26	八雲小	人権週間(挨拶運動、カード作成)、教育相談期間の設置	11月	人権標語(八雲公民館等主催)、学級・学年便りでの啓発	11月
27	宍道小	校内人権週間(人権集会、教育プログラム)、ひろば活動(縦割り活動)	2学期	人権教育推進授業公開日、人権標語コンクール	10月
28	来待小	人権集会、こどもを語る会、生徒指導力向上に關わる校内研修	12月12日	こどもを語る会の実施	1月中旬
29	大野原分校	学校行事、全校体育での認め合い、いじめ問題の学習	8月～9月	わかだけ学園との連携・情報交換	毎月
30	出雲郷小	人権週間(児童会の取組)、こころの目標の設定、こころのポスト	12月2日～6日	いじめ防止基本方針の公開、啓発	2学期
31	揖屋小	人権月間(言葉遣い、思いやりについての取組)、アンケート・教育相談	10月15日～11月15日	人権教育授業公開・懇談会、学年便り・学級便りでの周知	10月24日
32	意東小	人権月間の取組(人権標語、人権宣言、ほっとハート)	11月5日～12月5日	人権月間の取組(授業公開)、中学校区あいさつ運動	11月26日
1	第一中	人権に関する授業、こころほっとタイム、アンケート、教育相談	11月1日	学校いじめ防止対策委員会	7月2日、3学期
2	第二中	生徒会主催人権集会の実施、学級人権宣言	12月4日	PTA人権教育講演会、道徳参観授業	1月中旬
3	第三中	人権集会「Smile祭」、生徒指導集会、防犯教室	10月11日～10月24日	人権教育授業参観・人権講演会、人権集会の紹介	11月28日
4	第四中	人権学習、人権に関する公開授業、善意銀行活動、人権教育プログラム	11月	地域ボランティア活動(下校指導、読み聞かせなど)	通年
5	湖南中	人権週間の取組(人権作文と意見交流)、学年集会、人権標語	12月	PTA主催人権教育研修会、湖南中校区人権教育訪問指導	11月29日
6	湖東中	人権集会の実施(学校生活における目標設定)	12月	PTA研修会(情報モラル等に関する講演)	11月8日
7	本庄中	人権集会、人権宣言、学校生活ふり返りアンケート、	12月	学校便り、学校ホームページでの啓発	通年
8	湖北中	人権集会、人権作文の朗読、生徒会からの提案を給食時に放送	12月	人権学習授業公開、PTA講演会、あいさつ運動	1月14日
9	鹿島中	全校人権集会、生徒によるメッセージ作り、アンケートQU	12月	人権啓発標語づくり、非行防止教室、小中合同あいさつ運動	10月
10	島根中	生徒会主催人権集会、生徒集会、コミュニケーション活動「友愛タイム」「しおかげタイム」	12月	PTA学級懇談会、メディア講演会	5月
11	美保関中	人権集会(いじめゼロ宣言)、人権標語、生徒会主催の人間関係づくり	11月29日	人権学習会(インターネットと人権・公民館)、基本方針のHP掲載	11月26日
12	八雲中	いじめアンケート、あいさつ運動、教育相談	各学期	八雲こどもをまちる会、地域住民、民生児童委員との情報交換	通年
13	宍道中	生徒会主催のクイズ大会・スポーツ大会、縦割りによる活動	9月～10月	保護者面談、地域民生委員懇談会	7月～12月
14	大野原分校	学校行事、全校体育での認め合い、いじめ問題の学習	8月～9月	わかだけ学園との連携・情報交換	毎月
15	東出雲中	全校人権教育、生徒会活動(生徒会新聞)、非行防止教室・メディア講演会	12月	学園あいさつ運動、いじめ防止基本方針の公表	毎月
1	八束学園	人権旬間(はじめの会・人権標語・人権絵本読み聞かせ)	11月	PTA主催人権教育講演会、保護者向け人権標語の募集	11月15日
2	玉湯学園	児童生徒会:意見箱設置等、生活委員会:あいさつ運動、啓発ポスター	通年	人権教育授業公開日、学校便り等での啓発	11月12日
1	皆美が丘女子高	いじめに関するアンケート、アンケートQU	毎学期	四者の語らい(生徒、教職員、保護者、地区代表者)	12月14日